

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月26日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中富 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 兼社長室長 中塚 琢磨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 290,070,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

(注) 1. 平成23年9月26日(月)開催の取締役会の決議によります。

- 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	11,000株	290,070,000	145,035,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	11,000株	290,070,000	145,035,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
26,370	13,185	1株	平成23年10月13日(木)	該当事項はありません。	平成23年10月14日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとし、
- 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ナノキャリア株式会社 管理部	東京都中央区日本橋三丁目2番2号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋三丁目6番2号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
290,070,000	2,500,000	287,570,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

## 調達する資金の具体的な使途

当社は、世界に先駆け、ミセル化ナノ粒子の中に低分子化合物の薬物を封入したDDS抗がん剤を中心に開発を進めておりますが、今回の資金調達につきましては、当社のパイプラインの一つであり、今後興和株式会社と開発を進める予定のエピルピシンミセル（NC-6300）の前臨床試験その他の研究開発費用に充当する予定です。

エピルピシンは、アントラサイクリン系の抗がん剤で、DNAのらせん構造の間に入り込んでその合成を阻害すると共に、酵素の働きを抑制して、DNAを切断します。適用対象は広く、中でも乳がんの治療において重要な役割を担っており、副作用として最も問題となっている心毒性について、ミセル化により軽減することが期待されています。

エピルピシンミセルは、東京大学・片岡教授らが基本的なコンセプトを確立したpH応答性ミセルシステムを採用したもので、ミセルにより細胞内に取り込まれた後にpHが低下し、エピルピシンが細胞内に爆発的に放出される画期的なシステムです。基礎研究ではアントラサイクリン系薬物に耐性を獲得したがんにも効果があることが確認されています。

## 調達する資金の支出予定時期

今回の調達資金の支出予定時期につきましては、平成23年11月以降平成25年10月頃までの期間内で研究開発の進捗にあわせて複数回に分けて支出する予定です。

また、調達資金を実際に支出するまでは、銀行普通口座にて管理いたします。

## 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社が開発を行なっているNC-6300の研究開発費用に充当することにより当社の成長戦略の拡大に繋がり、これにより、主要パイプラインの開発を進展させ、企業価値及び株式価値の向上を図ることは資金使途の合理性にかなうものと判断しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	興和株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第105期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 平成23年6月30日提出

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c 割当予定先の選定理由

割当予定先である興和株式会社とは、当社が新規開発パイプラインの一つであるエピルピシンミセルに関するライセンス及び共同開発契約を締結しており、今後、同社と協力し、医薬品としての承認取得のため、前臨床試験を含め研究開発を継続実施していく予定です。

当社は、当該契約締結と同時に同社に当社の株式を割当てることにより、同社との信頼・協力関係を一層強固なものとし、提携内容の拡充を図り、NC-6300の開発を協力的かつ早期に進めることが可能と考え、割当先として選定しました。

## d 割り当てようとする株式の数

11,000株

## e 株券等の保有方針

興和株式会社は、当社との業務提携に基づく事業上の相乗効果を最大化することを目的とした中長期的な株主になることを予定しております。

なお、当社は割当先より、発行日から2年間新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて通知する旨の確約を得る予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先である興和株式会社について、同社の第105期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）有価証券報告書に基づき経営成績及び財政状態について確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なもの判断しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である興和株式会社は継続開示会社であり、その社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。

なお当社は念のため、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、同社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が同社の金融商品取引法に基づき開示されている書類の情報と相違ないことを確認いたしました。

これらの結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

**2【株券等の譲渡制限】**

該当事項はありません。

**3【発行条件に関する事項】**

## a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株の発行価額の算定根拠は、平成23年3月23日から平成23年9月22日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額としております。

発行価格は前日値20,810円、1ヶ月間の平均値22,780円及び3ヶ月の平均値24,266円と比較しても、前日値に対しては26.7%のプレミアム、1ヶ月の平均値に対して15.8%のプレミアム及び3ヶ月の平均値に対しては8.7%のプレミアムとなっており、合理的な水準と判断しております。またこれは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議の上、決定したものであります。

直近6ヶ月間の平均値を基準とした理由は、昨今の金融環境下における不安定な株式市場や、当社株価の変動状況を考慮し、発行決議日前の一般的な株価を基準として採用するよりは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とすることが、客観性が高く合理的であると判断したためです。また、5%のプレミアムをつけた理由は、割当先とエピルピシンミセルのライセンス及び共同開発契約を締結したことにより、今後、当社の研究開発が加速し、企業価値が向上すること等を総合的に判断し、割当先と協議のうえ決定したものであります。

なお、当該発行価格が、割当先に特に有利でないとの見解を当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)より得ておりません。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の第三者割当により発行される株式の募集規模は、平成23年9月26日現在の発行済株式総数223,885株(総議決権数223,885個(注))に対して4.91%(議決権比率4.91%)となりますが、今回の業務提携関係の確立を通じて、企業価値及び株式価値の向上を図る目的に照らし、今回の第三者割当の募集規模は合理的な水準にあると考えております。

(注)総議決権数は、平成23年3月31日現在の発行済株式に係る総議決権数220,885(個)に平成23年4月以降の新株予約権行使による増加議決権数(3,000個)を加えた数です。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
中 富 一 郎	神奈川県川崎市麻生区	11,122	5.04	11,122	4.74
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号			11,000	4.68
株式会社メディネット	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号	9,638	4.36	9,638	4.10
CYNTEC CO., LTD. (常任代理人 土橋健志)	BEAUFORT HOUSE, PO BOX438, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (大阪府豊中市)	8,232	3.73	8,232	3.51
太 田 昌 市	静岡県浜松市中区	3,987	1.81	3,987	1.70
CCPメザニン2006投資事業組合	東京都中央区九段北一丁目13番9号	3,696	1.67	3,696	1.57
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合(注)	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,500	1.58	3,500	1.49
TEIKOKU PHARMA USA. INC. (常任代理人 帝國製薬株式会社)	1718 RINGWOOD AVENUE, SAN JOSE, CA, 95131, U.S.A. (香川県東かがわ市三本松567番地)	3,332	1.51	3,332	1.42
岡 野 光 夫	千葉県市川市	2,882	1.31	2,882	1.23
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,904	0.86	1,904	0.81
計		48,293	21.57	59,293	25.24

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】**

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部組込情報」の有価証券報告書（第15期）及び四半期報告書（第16期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年9月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部組込情報」の有価証券報告書（第15期）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

#### (1) 提出日

平成23年6月30日

#### (2) 提出理由

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

#### (3) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

#### 決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

中富一郎、加藤泰己、中塚琢磨、岡野光夫及び大橋彰を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

野口勘四郎、森嶋正及び古田利雄を監査役に選任するものであります。

第3号議案 取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

第4号議案 スtockオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件 中富 一郎 加藤 泰己 中塚 琢磨 岡野 光夫 大橋 彰	110,283 110,280 110,186 110,280 110,274	625 628 722 628 634	- - - - -	(注) 1	可決 95.17 可決 95.17 可決 95.09 可決 95.17 可決 95.16
第2号議案 監査役3名選任の件 野口勘四郎 森嶋 正 古田 利雄	110,304 110,297 110,301	604 611 607	- - -	(注) 1	可決 95.19 可決 95.18 可決 95.19
第3号議案 取締役及び監査役 に対するストックオプ ション報酬額及び内 容決定の件	106,261	4,647	-	(注) 2	可決 91.70
第4号議案 ストックオプション として発行する新株 予約権の募集事項の 決定を取締役に委 任する件	107,340	3,568	-	(注) 3	可決 92.63

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。



**第四部【組込情報】**

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第16期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

ナノキャリア株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

ナノキャリア株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲には、XBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月29日

ナノキャリア株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。